



中国ビジネス Q&A

中国企業との交渉の中止と損害賠償責任

Q 当社（日本企業）（本店：東京）は、中国市場で当社の某製品（以下「本件商品」）を販売することを検討し、昨年に X（中国企業）（本店：上海）をアドバイザーとして「現地での市場調査や、販売方法についての助言等」（以下「本件業務」）を求めることにしました。この時点で当社は、X と「秘密保持契約書」だけを締結し、「アドバイザー報酬」については「月額 1 万元」と合意しました。なお、X からは「本件商品が中国で販売可能と確認できた場合、X を中国における独占的販売代理店にして欲しい」との要望を受けましたが、当社はこれを拒絶しました。

その後、調査の結果、残念ながら価格帯が合わないと思われること等から、当社の本社判断として本件商品の中国での販売は見送ることになり、X に通知の上でアドバイザー報酬の支払いを停止しました。

これに対し、X は「本件商品は、中国の特定地域・特定顧客層であれば、販売できる可能性がある」、「それにもかかわらず本件商品を販売しないことは、不当な販売拒否である」、「どうしても本件商品を販売しないのであれば、この 1 年間に X が本件業務のために負担した費用等を、支払って欲しい」、「①まず、X は本件業務のため、交通費や試作品製造費用、専門家からの意見取得費用等をそれぞれ実費として負担している」、「② X は、この 1 年間、5 人の従業員を本件業務に専従させていたから、この 5 人の 1 年分の給与を補償して欲しい」、「③また、この 5 人を 1 年間、X の通常業務を担当させることで、本来、得られるはずであった利益についても補償して欲しい」、「④さらに、X の見積りでは、本件商品を中国の特定地域・特定顧客層に独占的に販売することによって、年間 1 億円程度は利益を挙げられる見込みであったから、少なくとも 3 年分の利益を補償して欲しい」等と、強硬な姿勢を示しています。

このような X からの要望は、法的に応じるべきものでしょうか？

A 本来、このような場合は、当初から「業務委託契約書」等を X と締結しておくべきです。上記の事情からすると、X は貴社を被告として「中国法に基づき、中国の人民法院に民事訴訟を提起すること」と、「日本の裁判所に民事訴訟を提起すること」のいずれも可能と考えられます。当該訴訟の結論を正確に予測することは困難ですが、上記の事情からは少なくとも「① X が本件業務のために負担した実費」については、X から貴社に対する損害賠償請求が認容される可能性があります。事実関係を確認の上で、至急に対策を検討する必要があります。

1 はじめに

このような「交渉の中止」自体は、日本国内・国外を問わず、商取引上、頻繁にあり得ることと思われれます。

そして、このような「頻繁にあり得ること」が「法的紛争」となることを防止するため、本件の場合、そもそも「秘密保持契約書」のみならず、X との間で「業務委託契約書」等を当初から締結して、「委託業務の内容、当事者の義務と責任、準拠法、紛争解決方法（仲裁合意）」等について、明確に定めておくべきです。

その上で、引き続き、当該業務委託契約の履行状況を頻繁に確認し、X に対し「約定以上の負担をかけないこと」及び「約定以上の期待を抱かせないこと」に努めるべきです。

本件の場合、まずは事実関係を確認するため、「貴社担当者と X 担当者間で送信されたメール記録」等の各種文書を詳細に確認し、「貴社と X との間で、どこまでの範囲内で、どのような内容の『契約』が成立していたと評価できるか？」を判断する必要があります。

2 準拠法、管轄、判決の執行

本件については、「そもそも、どの国の法律が適用されるのか？」から確認する必要があります。日本企業と中国企業が締

結した涉外契約の準拠法は、基本的に当事者間の合意で決めることができること、当事者間での合意がない場合は「契約と最も密接な関連を有する国の法律」¹が適用され、いわゆる「特徴的給付理論」により、「義務の履行によって当該契約の特徴を最もよく具現し得る一方の当事者の常居所地の法律」²が準拠法となります。

本件業務は、「中国において本件商品を販売するための現地市場調査や、販売方法についての助言等」を目的とするものであり、「当該委託業務の提供」が本件覚書の特徴的給付といえます。したがって、X が中国の人民法院に対し、「本件業務の準拠法は、受任者 X の本店所在地の法律である中国法である」と主張した場合、人民法院は、これを認められると思われれます³。

次に、本件の場合、当事者間で「民事訴訟の管轄地の合意」や、「仲裁合意」が存在しない以上、X は、「中国の人民法院に訴訟提起すること」と、「日本の裁判所に訴訟提起すること」のいずれも可能と考えられます。

すなわち、中国法は「涉外契約又は涉外財産権紛争に係る紛争についての管轄地」を、「契約締結地、契約履行地、訴訟目的物の所在地、差押可能財産の所在地、代表機構の住所地の人民法院」⁴と定めており、本件の場合、X は「本件業務の契約履行地は、上海であった」と主張して、中国上海市の人民法院に訴訟提起することができます。

一方で、本件において X が日本で民事訴訟を提起することを選択する場合、「被告企業の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所」⁵として、東京地方裁判所に訴訟提起することもできます。

なお、周知のとおり、日本と中国の間では「判決の相互執行」が認められていないことから、仮に「X が中国の人民法院に訴訟提起して勝訴判決を得た」とすると、X は当該判決に基づいて、「貴社の中国に所在する財産に強制執行することは可能」であるものの、「貴社の日本に所在する財産に強制執行することは

弁護士法人三宅法律事務所
パートナー弁護士 加藤文人

できない⁶ものです。

そのため、この点については、原則としてXの選択によることになるものの、「中国での民事訴訟に敗訴した場合の不利利益」⁷や「風評リスク」等を考慮すると、「Xが中国の人民法院に訴訟提起した場合」も、貴社としては、これを決して放置してはならないといえます。

3 契約責任(=「成立した契約」に基づく法的責任)

本件の場合、Xはその主張の基本的な法律構成として、「本件商品の中国地域での独占的販売権をXに与えるライセンス契約」や、「本件商品を継続的にXに供給する継続的販売契約」の成立を主張した上で、貴社に対し「これらの契約の債務不履行による損害賠償請求」等をする可能性があります。

本件の場合、もしもこれらの契約の成立が認められると、その不履行についてXが貴社に対し請求できる損害賠償の範囲は、日本法と同様に、「契約履行後に得べかりし利益」⁸(=「履行利益」)も含まれ、前述の「Xの請求額①~④」全てを含む、高額な請求を受けることとなります。ただし、前記の事情からは本件において、当事者間でこのような内容の契約が成立したとまで認定される可能性は、相当に低いといえます。

これに対し、「本件業務についての業務委託契約の債務不履行による損害賠償請求」であれば、本件の場合、「Xは、本件業務を履行完了し、貴社も約定の報酬を支払い済みである。したがって、本件業務についての債務不履行は存在しない」といえます。

そのため、この場合、事情によって「Xの請求額①」については認められる可能性があるものの、それ以上のXの請求が認められる可能性は低いと考えられます。

4 契約締結上の過失責任(=「契約成立に至る前の時点」での法的責任)

中国法は日本法と異なり、「請求権競合の場合、原告は、いずれの請求権を選択するかを第1審の開廷までに確定させなければならない」⁹と定めており、原告は人民法院に対し、「自らが主張する請求権の法的性質」を早期に確定することが求められます。

そのため、本件の場合、Xは「本件では、当事者間でライセンス契約や継続的販売契約までは締結していないが、その交渉過程において、信義誠実原則違反行為があった」等と主張して、いわゆる「契約締結上の過失責任」(中文「締約過失責任」)¹⁰に基づく損害賠償請求をすることも考えられます¹¹。

この場合、「貴社が本件商品の中国での販売を見送ったことについて、Xに対し、信義誠実原則に違反する行為等が存在したか否か」が争点となり、貴社は「当該事実の不存在を証明するための各種の文書」等を人民法院に書証として提出し、十分な反証をする必要があります。

この損害賠償の具体的な範囲については、「この損害には、直接的利益の減少のみならず、損害を受けた当事者が、これによって喪失した第三者との契約締結機会の損失をも含む」¹²との

見解もあり、その具体的判断は悩ましいのですが、中国での実務上も日本法の通説と同様に、「契約締結上の過失責任の賠償範囲は、信頼利益(=実費)である」、「信頼利益と、履行利益又は積極利益は全く異なり、信頼利益の損失は確定的な直接利益損失であって、間接利益損失を含まない」と解されています。

したがって、この場合、Xの請求が認容されるとしても、その金額は「Xの請求額①」の範囲内となる可能性が高いと考えられます。

5 結論

日本企業及び日系企業においては、中国での訴訟や仲裁による紛争解決は「日本企業でも勝訴できるのか?」等の疑問を持つこともあると思われますが、筆者の経験上、「中国法に従って適切に証拠を提出し、適切に自らの主張を構成すれば、中国の人民法院、仲裁廷の理解を得て、日本企業が勝訴することは可能」です。

いずれにせよ、このような紛争発生に備えるため、日々の活動において「この問題は、将来、どのような紛争になり得るか?」、「その場合、当社の正当性をどのように証明するか?」についてもご留意いただくことが重要と考えます。

1 中国「契約法」126条1項、「涉外民事関係法律適用法」6条、41条 日本「法の適用に関する通則法」8条1項

2 中国「涉外民事関係法律適用法」41条 日本「法の適用に関する通則法」8条2項

3 なお、東京地裁平成26年2月6日判決(出典:ウエストロー・ジャパン)は、「台湾の株式会社である被告に対して通信機器のレンタル業務等を委託した原告が、被告に対し、未払の売上金等の支払を求めた事案」において、「本件契約が日本法人である原告の業務を被告が受任するというものであること、また、本件契約に係る契約書は日本語でのみ作成されたことに加え、原告と被告が本件契約に係る紛争について、東京地方裁判所を第1審の裁判所とする管轄の合意をしていること等を考慮すれば、本件の審理に当たっては、法の適用に関する通則法8条1項により日本法を準拠法とするのが相当である」と判示しています。

4 中国「民事訴訟法」265条

5 日本「民事訴訟法」4条1項、4項

6 東京高裁平成27年11月25日判決(国際商事法務44巻1号103頁)、大連市中級人民法院1994年11月5日判決(国際商事法務25巻3号274頁)

7 中国の「民事訴訟法」255条「被執行人が法律文書により確定された義務を履行しない場合、人民法院は、当該被執行人に対し、出国制限並びに信用情報システム記録及びメディアを通じた義務不履行情報の公表並びに法律に定めるその他の措置を自ら行い、又は関連単位に協力を求めて、これらの措置を行うことができる」

8 中国の「契約法」113条1項

9 中国の「契約法」122条、「『契約法』適用の若干問題に関する解釈(一)」30条

10 中国の「契約法」42条「当事者が契約締結の過程において以下のいずれかの事由があり、相手方に損害を生じさせた場合、損害賠償責任を負わなければならない。

①契約締結の名目を利用して、悪意をもって協議を進めた場合

②契約の締結に関する重要事実を故意に隠蔽し、又は虚偽の情報を提供した場合

③その他、信義誠実の原則に背く行為が存在する場合

11 この法理についての日本の判例としては、最高裁昭和59年9月18日判決判例タイムズ542号200頁)、最高裁平成18年9月4日判決(同1223号131頁)、最高裁平成19年2月27日判決(同1237号170頁)、最高裁平成23年4月22日判決(同1348号87頁)等があります。

12 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会編「中華人民共和國契約法積義(第3版)」(法律出版社)82頁等